

改元に関するご案内

1. 帳票類の取扱い

Q 1. 「平成」が記載されている帳票・書式類はそのまま使用できますか？

A 1.

2019年5月以降も「平成」表記の帳票類は当面の間そのままご利用いただけます。

新元号への訂正も可能ですが、そのままご利用いただく際は「平成31」年と表記してください。

Q 2. 「平成」が記載されている帳票・書式類は訂正印が必要ですか？

A 2.

「平成」表記の帳票類はそのままご利用いただけますが、お客さまが訂正される場合は、「平成」に二重線を引き「令和」をご記入ください。一部、融資の取引ならびにお客さまから銀行が受け入れ、外部に提出するような書式については、訂正印が必要な場合があります。

【例】 2019年5月7日を記入する場合

令和

平成 1年5月7日

※新元号の表記方法は「令和 元年×年×日」、または「令和 1年×月×日」のいずれでも差し支えありません。

なお、2019年4月30日以前の日付表記を「令和1年」、「令和元年」とすることはできません。

2. 窓口でご提示いただくご本人確認書類・各種証明書のお取扱い

Q 1. 発行日、有効期限などの表記が旧元号でも問題ありませんか？

A 1.

問題ありません。官公署発行のものが「平成」表記であっても、相当する年月日に読み替えさせていただきます。

3. 通帳・キャッシュカード

Q 1. 改元を名目にキャッシュカードを切り替えるような対応はありますか？

A 1.

ありません。

銀行員や全国銀行協会職員を装い、改元を名目にキャッシュカードをだまし取ろうとする詐欺が確認されています。

銀行員や銀行協会職員がキャッシュカードを預かることや暗証番号を聞き出すこと絶対にありませんのでご注意ください。

Q 2. 通帳の取引明細の印字はいつから変更されますか？

A 2.

2019年5月1日（水）の取引明細より新しい年表記となります。

（例）2019年5月1日 → 1- 5- 1

4. 手形・小切手の取扱い

Q 1. 新元号公表後も旧元号「平成」を使用できますか？

A 1.

2019年4月30日までに振出された2019年5月以降を支払期日とする「平成」表記の手形・小切手は金融機関にて新元号に読み替えて取扱うため、不渡となることはありません。

【例】

振出日が2019年4月10日、支払期日が改元後の2019年7月31日の手形を振り出す場合であっても、「支払期日」は「平成」のままで差支えありません。

振出日 : 平成31年4月10日

支払期日 : 平成31年7月31日

Q 2. 改元後も旧元号「平成」が表記された手形・小切手はそのまま使用できますか？

A 2.

2019年5月以降も振出日・支払期日を問わず「平成」表記のままご使用いただけますが、新元号に修正してご使用いただく際には、「平成」に二重線を引き、「令和」を記入してご使用ください。なお、訂正印は原則不要です。

【例】

2019年5月7日を記入する場合

令和

~~平成~~ 1年5月7日

※新元号の表記方法は「令和 元年×年×日」、または「令和 1年×月×日」のいずれでも差し支えありません。

なお、2019年4月30日以前に手形を振り出す際、2019年5月1日以降の支払期日表記は「平成」表記、「令和」への訂正表記どちらも可能です。但し、2019年4月30日以前の日付表記を「令和1年4月○日」、「令和元年4月○日」とすることはできません。

Q 3. 新元号の手形・小切手はいつ頃から交付されますか？

A 3.

新元号表記の手形・小切手帳を作成するには相応の時間を要するため、「令和」表記の手形・小切手帳は2019年4月26日以降のお申込み分となります。お申込みが集中することでお渡しにお日にちを頂戴する可能性があります。大変申し訳ございませんが、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上